

規制対象事項チェックリスト

101 工作機械

1. 往復運動する機械のストローク端には、覆いや囲い等を設けている。
2. 加工中機械から突出して回転している加工物には、囲いや覆い等を設けている。
3. 帯のこ盤（木材加工用以外のもの）の歯等には、覆い等を設けている。
4. 丸のこ盤（木材加工用以外のもの）の歯には、接触予防装置を設けている。
5. 立旋盤等のテーブルの上には、労働者を乗せていない。
6. 研削といし（直径が 50 ミリメートル未満のものを除く）には、覆いを設けている。
7. 研削といしは厚生労働大臣の定めた構造規格を有している。
8. 研削といしについては、作業開始前および研削といしを取り替えたときに試運転をしている。
9. 研削といしは、最高使用速度を越えて使用していない。
10. 研削といし（側面使用指定以外のもの）の側面を使用していない。
11. バフ盤のバフには、覆いを設けている。
12. 運転中の機械に必要なが生じた場合には、運転を停止するための、スイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力遮断装置を設けている（連続した一連の機械で、共通の動力遮断装置があり、かつ、行程の途中で人力による原材料の送給、取り出し等を行う必要がないものを除く）。
13. 機械の運転を開始する際に、総合運転方式にあつては原動機にスイッチを入れる場合、また連続した一団の機械にあつては原動機に共通のスイッチを入れる場合、一定の合図のもとに行っている。
14. 厚生労働大臣の定めた構造規格に適合するよう点検および整備をしている。